

学校給食調理業務等委託契約へのスライド条項適用の手引き

本手引きは、香春町学校給食調理業務等委託について、賃金水準の変動を反映した契約金額の変更額（以下「スライド額」という。）の算定方法や、香春町（以下「委託者」という。）と受託者との協議の進め方等を受託者向けに整理したものです。

1 適用対象案件等

対象案件	給食調理等業務
適用対象費用	履行開始日から12か月を経過した基準日以降の残履行期間（未履行分）に係る契約金額のうち、直接人件費 （※スライド額の請求に際しては、残りの履行期間が基準日から2か月以上あることが必要）
契約変更時の請求者負担額	当該年度の残契約金額の 100 分の 1（1.0％）
適用条件	・契約締結時に、直接人件費の額を記載した契約金額内訳書を提出すること ・仕様書に基づく基準調理員の人員確保が継続していること（毎月の委託業務完了報告書等により確認） ・当該スライド額申請時に当該年度の直接人件費の額について、当該年度の契約金額の不足が確認できること（任意様式を提出）

2 入札公告等における明示方法

本業務委託の公募型プロポーザル公表の際に、次の①～④の方法で、入札公告等に対象契約であることを明記するとともに、特約条項においてスライド額の算出方法等を明示します。

- ① 入札公告等に「本契約は、複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）を適用する契約である。」等の文言を記載
- ② 入札公告等に「入札にあたっての注意事項」（別紙1）を添付
- ③ 仕様書に「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」（別紙2。以下「スライド特記仕様書」という。）を添付
- ④ 契約書案に「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項（別紙3。以下「スライド条項」という。）を添付

3 契約締結時の注意点

- ① 契約締結の際には、契約書にスライド条項（別紙3）を添付します。
- ② 直接人件費内訳書
契約締結時に直接人件費の額を記載した契約金額内訳書（別紙4）を提出してください。

4 スライド額の算出方法

最低賃金に一定以上の変動があり、適用条件を満たした場合に、履行開始日から12か月経過した日以降を基準日とし、当該年度の未履行分の契約金額のうち「直接人件費」に相当する額に「賃金水準変動率」を乗じて変動額を算出し、この変動額から、当該年度の未履行分の契約金額に「1.0%」を乗じた請求者負担分を差し引いた金額を変更金額とします。

なお、用語の定義、端数の処理は、以下のとおりとします。

【定義】

● 請求日

受託者が契約金額の変更に関する協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日。請求は、履行開始日から12か月を経過した日以後とし、基準日が属する月の初日から末日までの期間に行うことができます。

● 基準日

特約条項に基づき、最低賃金の変動率等を算出するための基準となる日。原則、請求日の属する月の初日とします。

● 未履行分履行期間

基準日以降の履行期間とします。ただし、スライド条項を既に適用したことのある契約については、最新の基準日以降の履行期間とします。

● 最低賃金変動率

基準日時点の賃金水準（最低賃金）と当該基準日の前年度の賃金水準（最低賃金）の差額を、当該基準日の前年度の賃金水準（最低賃金）で除して得た率。

【1円未満の端数の処理】

- 消費税および地方消費税の相当額の計算時に生じた1円未満の端数は切り捨て処理を行い、最低賃金変動率の計算時には小数点以下第8位を四捨五入します。それ以外（変動額、請求者負担額等）の計算時に生じた1円未満の端数については四捨五入処理を行います。

【例】

- ・最低賃金変動率：0.07113821… ⇒ 0.0711382（※小数点以下第8位を四捨五入）
- ・変動額：123,000.4…円 ⇒ 123,000 円（※1円未満を四捨五入）

●スライド額計算式

変動額 直接人件費（当該年度の未履行分） × 最低賃金変動率	－	請求者負担額 契約金額（当該年度の未履行分） × 1.0%
--	---	---

●2回目のスライド額算出にあたっての留意事項

2回目のスライド請求を行う場合のスライド額の算出は、上記と同様に行います。

この場合、基準日における契約金額には、1回目のスライド額を含めて算出します。

5 スライド額の協議

（1）スライド額の確認【委託者及び受託者】

契約変更の事務手続を円滑に進めるため、スライド協議請求可能日の1カ月前（履行開始日から11カ月経過後）を目途に、「1 適用対象案件等」に記載の適用条件を満たしてい

るか事前に委託者と受託者で協議を行います。その際に、受託者は当該年度の直接人件費の額にかかる当該年度の契約金額の不足が分かる資料（任意様式）を提出してください。

(2) スライド額の請求【受託者】

スライド協議の請求は、履行開始から12カ月（2回目以降は前回スライド基準日から12カ月、以下同じ。）経過後から可能です。請求可能日になりましたら、速やかにスライド協議の請求書「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について」（様式1）を提出してください。また、契約金額の変更を希望しない場合も、様式1にその旨を記載して提出してください。なお、請求に際しては、残りの履行期間が基準日から2カ月以上あることが必要です。

(3) スライド額の基準日及び協議開始日の設定【委託者】

委託者から受託者に対し、スライド額の基準日及びスライド協議開始日について、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項に規定する基準日及び協議開始の日について（通知）」（様式2）により通知します。

(4) スライド額の協議（委託者及び受託者）

算出したスライド額について、委託者と受託者で「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（協議）」（様式3）により協議を行います。

内容に異議のない場合は、回答期日（スライド協議開始日から14日後（土日祝日含む。））までに「承諾書」（様式4）を提出してください。回答期日までに承諾書の提出がない場合は、スライド条項第1条第3項ただし書きの規定に基づき、委託者から受託者に対し、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（通知）」（様式5）によりスライド額を通知します。

6 変更契約

委託者と受託者で協議が整い次第、速やかに変更契約を締結します。

なお、変更契約の際、「学校給食調理業務等従事者への適切な賃金水準の確保について」（別紙5）をお渡ししますので、本制度の趣旨をご理解いただき、学校給食調理業務等従事者への賃金水準の引き上げについて適切に対応していただきますようお願いします。

変更契約後実績完了時に「賃上げ実績報告書」（様式6）を提出してください。

7 契約保証金、延滞金及び違約金

契約保証金、延滞金及び違約金を算定する場合の基準額は、年額相当の金額とし、本制度の適用により契約金額を変更した場合は、次のとおり取り扱うものとします。

(1) 契約保証金

本制度適用により契約金額を変更した場合であっても増額分を増徴しない。

(2) 延滞金及び違約金

本制度適用により契約金額を変更した場合、変更後の契約金額を基に算出する。

8 実施時期

本契約に係る契約変更は、履行開始日から12ヶ月経過後からのため、実際に契約金額が変動するのは令和10年度以降です。

9 その他

本案件について疑義ある場合は、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとします。

入札にあたっての注意事項

本件は「複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）」を適用する契約です。

最低賃金に一定以上の変動があり、適用条件を満たした場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。

変更金額の算出方法等は、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項」（別紙3）に定めるとおりです。

※契約変更にあたっては、委託者と受託者で変更金額等について協議を行います。

協議の請求書は、履行開始日から12ヶ月経過後（2回目以降は前回スライドから12ヶ月経過後）以降に提出してください。

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る
特約条項第1条第1項に係る特記仕様書

本委託業務は賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項を適用する契約である。

1. 変動の対象となる経費は、未履行业務に対応する直接人件費に相当する額とし、本委託業務における直接人件費とは、受託者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法(昭和22年法律第49号)第11条に規定する賃金をいう。

なお、本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、変動の対象とはならない。

2. 本委託業務における賃金水準は、福岡県最低賃金とする。
3. 本契約の変更金額は、本契約締結時に受託者から提出された契約金額内訳書等により算出する。

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

第1条 委託者又は受託者は、履行期間内で履行期間開始の日から12月を経過した後、日本国内における賃金水準の変動により契約金額が不相当となり、かつ、適用条件を満たしたと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該年度の未履行分の契約金額のうち「直接人件費」に相当する額に「賃金水準変動率」を乗じて変動額を算出し、この変動額から、当該年度の未履行分の契約金額に「10%」を乗じた請求者負担分を差し引いた金額を変更金額とするスライド変更に応じなければならない。

ただし、次の適用条件を満たさなければならない。

- ・契約締結時に、直接人件費の額を記載した契約金額内訳書を提出していること
- ・仕様書に基づく基準調理員の人員確保が継続していること(毎月の委託業務完了報告書等により確認)
- ・当該スライド額申請時に当該年度の直接人件費の額について、当該年度の契約金額の不足が確認できること(任意様式を提出)

3 スライド額は、請求のあった日を基準とし、賃金水準の変動率に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、委託者が定め、受託者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中、「履行期間開始の日」を、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。

5 第3項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

契約金額内訳書

この内訳書の対象年度	令和 年度
------------	------------

番号	項目	金額	内容
①	直接人件費		当該業務に直接従事する者の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞与に係る経費
②	諸経費		①以外のすべての経費
③	小計		①+②
④	消費税		③×10%
⑤	合計		

様

香 春 町

学校給食調理業務等従事者への適切な賃金水準の確保について

香春町においては、香春町学校給食調理業務等委託について、最低賃金に一定以上の上昇がみられ、適用条件を満たした場合に、2年目以降の契約金額を変更できる制度を導入しました。

つきましては、本制度の趣旨をご理解いただき、下記について適切に対応していただきますようお願いいたします。

記

1. 対応をお願いする内容

- ・学校給食調理業務等従事者への賃金水準の引き上げ

2. 備考

- ・変更契約後実績完了時に「賃上げ実績報告書」(様式6)の提出をお願いいたします。

年 月 日

香春町長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 1 項の規定
による契約金額の変更について

標記の件について、次のとおり申し出ます。

委託業務名	香春町学校給食調理業務等委託
契約金額 (総額)	円
契約日	年 月 日
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
履行場所	香春町学校給食センター

契約金額の変更	希望する／希望しない
希望基準日	年 月 日
変更請求概算額 (総額)	円

- ・ 基準日は原則、この請求を提出する日の属する月の初日とする。
- ・ 変更請求概算額は、変更後の契約総額（概算）を記載すること。
ただし、精査の結果によっては変更となることがある。
- ・ 契約金額の変更を希望しない場合は希望基準日及び変更請求概算額の記載は不要。

年 月 日

様

香春町長 鶴我 繁和

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項に
規定する基準日及び協議開始の日について（通知）

年 月 日付で請求のあった「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について」について、賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項の規定により、次のとおり基準日を定めるとともにスライド額の協議を開始します。

委託業務名	香春町学校給食調理業務等委託
基準日	年 月 日
協議開始日	年 月 日

年 月 日

様

香春町長 鶴我 繁和

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び
第3項の規定によるスライド額について（協議）

年 月 日付で請求のあった「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について」について、賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額を次のとおりとしたいので協議します。

なお、ご異議のないときは、回答期日までに承諾書を提出してください。

委託業務名	香春町学校給食調理業務等委託
スライド額 (総額)	円 (うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
契約変更予定時期	協議が整い次第、速やかに行う。
回答期日	年 月 日

年 月 日

香春町長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

承 諾 書

年 月 日付文書「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 2 項及び第 3 項の規定によるスライド額について（協議）」により協議があったスライド額については、次のとおり承諾します。

委託業務名	香春町学校給食調理業務等委託
スライド額 (総額)	円 (うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

年 月 日

様

香春町長 鶴我 繁和

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 2 項及び第 3 項の規定によるスライド額について（通知）

令和 年 月 日付文書「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 2 項及び第 3 項の規定によるスライド額について（協議）」によりスライド額の協議をしましたが、協議が整わず、令和 年 月 日の回答期日までに承諾をいただけませんでした。

つきましては、賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 3 項の規定により、スライド額を次のとおり定めましたので通知します。

委託業務名	香春町学校給食調理業務等委託
スライド額 (総額)	円 (うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
契約変更予定時期	速やかに行う。

(様式6)

令和 年 月 日

香春町長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

香春町学校給食調理業務等委託に係る賃上げ実績について（報告）

標記業務委託契約に関し、賃金の変更に基づく契約金額の変更に係る特約条項等に基づき決定したスライド額について、下記のとおり賃上げの実績を報告いたします。

記

1. 対象業務 香春町学校給食調理業務等委託
2. 契約期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
3. 対象期間 令和 年 月分 ～ 令和 年 月分
4. 賃上げ実施日 令和 年 月 日
5. 賃上げ内容 別紙のとおり ※賃上げ状況が分かる書類を添付